

(事業者向け)

宝塚市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

1.事業概要

対象施設等を日常的に利用する満3歳児以上の小学校就学前児童の保護者に対して、保護者が施設等に支払った保育料相当額(上限2万円/月)を、後日、保護者からの申請に基づき、宝塚市より保護者へ補助金として支給します。

※ 本補助金の対象となるのは、宝塚市に住民登録のある児童のみです。他市区町村の児童は、本市の補助対象となりません。同様の補助制度があるかは住民登録のある市区町村へお問い合わせください。

2.対象施設等の要件

下記の要件すべてに合致する施設(活動)で、本市の基準適合審査により、対象施設等として本市より決定を受けた施設(活動)を対象とします。

- ① 標準的な開所時間(対象年齢の全ての児童が通う時間)が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること
- ② 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業として認可を受けた施設等ではないこと
- ③ 企業主導型保育事業として設置された施設ではないこと
- ④ 児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設ではないこと
- ⑤ 幼児教育・保育の無償化の対象として確認を受けている施設・事業等ではないこと
- ⑥ 別表に定める基準をすべて満たすこと

なお、基準適合審査は、申請書年度のみとしますが、施設等が基準に適合しているかは、随時、監査等により確認します。

3.基準適合審査

下記のとおり申請してください。審査後、結果をお知らせします。

【提出書類】

- ① 対象施設等基準適合審査申請書(様式第1号)
- ② 対象施設等基準適合審査申請書 付表(在籍幼児現員の内訳書)
- ③ 対象施設等基準適合審査申請書 付表(職員一覧)
- ④ その他添付書類
〈施設に関する事項が確認できるもの〉
 - ・利用案内、パンフレット等(当該年度分および過去3ヶ年の利用料が分かるもの)
 - ・申請年度における年間の活動計画

〈職員配置に関する書類〉

- ・有資格者について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- ・保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等

〈設備等に関する書類〉

- ・施設の平面図
- ・安全管理マニュアル、衛生管理マニュアル
- ・保険会社との契約書類の写し

【提出について】

郵送で締め切りまでに学事課へ提出してください。提出の際は、封筒に「多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請書在中」と明記してください。

提出先 : 〒665-8665
 宝塚市東洋町1番1号
 宝塚市教育委員会事務局 学事課
申請書受付締め切り : 令和5年11月1日(水)

4.参考(保護者への補助金の支給)

- ・ 補助金は保護者からの申請に基づき、宝塚市より保護者に直接支給をします。
- ・ 対象施設等として決定後、施設等に申請書の様式等を送付しますので、施設より保護者に対して配布し、本補助金について案内をしてください。
- ・ 保護者が記入した申請書は、施設等で取りまとめの上、宝塚市に提出してください。提出先や申請にあたっての注意事項については、あらためて連絡します。

5.問い合わせ先

宝塚市教育委員会事務局 学事課
TEL:0797-77-2366

(事業者向け)

【別表】 多様な集団活動事業の利用支援事業 対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児 30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2. 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1(集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)152条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)修了したもの(1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。)であること。
3. 設備(有する場合)	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手洗設備を含む。)があること。 (2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置	(建物がある場合) (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

	<p>(3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建築物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>(建物がない場合)</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策を取ること。</p>
5.集団活動内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6.給食(提供する場合)	<p>幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</p>
7.健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>
8.利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9.備える帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。</p>
10.会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>